平成２９年（フ）第３４７号
神戸市北区南五葉１丁目２番28―303号
破産者　**角**　　晃
1　決定年月日　平成29年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７５号
北九州市門司区永黒１丁目４番３―104号
破産者　緒方　清美
1　決定年月日　平成29年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１７０号
北九州市若松区東二島１丁目５番16号
破産者　中村　隆弘
1　決定年月日　平成29年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第２５２号
北九州市八幡西区穴生２丁目４番４―103号
破産者　坂田八千代
1　決定年月日　平成29年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第２６１号
北九州市八幡西区木屋瀬５丁目20番51号
破産者　杣　　敬
1　決定年月日　平成29年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第２６５号
北九州市小倉南区富士見２丁目３番21―303号
破産者　花田　康章
1　決定年月日　平成29年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第２６９号
北九州市門司区中町１番30号
破産者　宮本眞由美
1　決定年月日　平成29年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第２７０号
北九州市小倉南区朽網東５丁目15番２号、前住所福岡県京都郡苅田町磯浜町２丁目８番地１ハイツ磯浜102
破産者　安陵秀治こと　李　　秀治
1　決定年月日　平成29年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第２７６号
北九州市小倉北区三萩野２丁目１番26―507号、破産手続開始決定時の住所北九州市小倉北区三萩野２丁目１番26―508号
破産者　宗田　桂子
1　決定年月日　平成29年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第２９６号
北九州市小倉北区馬借２丁目６番６―1202号
破産者　仲島　隆夫
1　決定年月日　平成29年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１７０号
熊本市北区龍田４丁目30番31―201号　シゲタビル201
破産者　有水　知子
1　決定年月日　平成29年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１７５号
熊本市北区龍田７丁目23番１号　スターライフ305号
破産者　上野　里香
1　決定年月日　平成29年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第７４号
北海道岩見沢市日の出南２丁目２番５―101号　市営住宅５号棟101号室
破産者　渡邉　敬子
1　決定年月日　平成29年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２９年（フ）第６号
北海道磯谷郡蘭越町港町548番地２
破産者　酒谷　豊彦
1　決定年月日　平成29年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩内支部

平成２８年（フ）第８８号
福島県南会津郡南会津町田島字田部原77番地５、前住所福島県南会津郡田島町大字田島字田部原77番地５
破産者　小椋　善政
1　決定年月日　平成29年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２９年（フ）第６８号
石川県野々市市本町６丁目１番４号、従前の住所横浜市旭区白根８丁目６番４号
破産者　久保　博克
1　決定年月日　平成29年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第７２号
金沢市大桑新町子13番地４　ヴィラ犀川202号、従前の住所金沢市野町１丁目１番９号
破産者　寺中　英祐
1　決定年月日　平成29年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１０１号
愛知県丹羽郡扶桑町大字高木字福1426番地グリーンシティサワキ102号、開始決定時の住所岐阜県中津川市付知町1948番地４
破産者　曽我　政光
1　決定年月日　平成29年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所多治見支部